

# まちの日記帳



## 転倒しない体づくり

てんとうむし教室

2/7 2/12 2/14  
2/18 2/21 2/25

健康運動指導士の大菅貴広氏を講師に迎え、55歳以上の方を対象とした転倒・寝たきり予防のための運動教室「てんとうむし教室」がB & G海洋センターで計6回行われ、延べ117名が参加しました。

教室は転倒予防に関する講座や初回と最終回では健脚度を測定し、数回の運動指導を通しての健脚度の上昇を図る取り組みを行いました。

参加者はそれぞれの健脚度の点数に合わせたストレッチや運動で「転倒しない体づくり」に汗を流しました。



## 桃の節句を楽しむ

「ひな祭り会」

3/2 3/3

びくに保育所、みなと保育所、子育て支援センターで「ひな祭り会」が行われました。

この日は、自分たちで作った雛飾りを紹介し、「うれしいひなまつり」の歌をうたったり、ひな祭りにちなんだゲームも楽しみました。

びくに保育所では、0歳児～5歳児が2つのグループに分かれ、おぼんにのせた「白酒」を運ぶ競争をしました。大きい子は相手チームに負けないようにバランスを上手くとり運ぶ姿、小さい子は自分で運びたいと保育士の手を借りず自分で持って運ぶ姿がありました。



## 最高の仲間 ありがとう！

美小・美中「卒業式」

3/16 3/23

3月16日に美国中学校、3月23日に美国小学校で「卒業証書授与式」が行われ、それぞれの校長先生から卒業生19名（美中12名・美小7名）に卒業証書が手渡されました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、卒業生とその保護者、教職員のみでの式となりました。仲間や学び舎との別れに涙を流す卒業生や我が子の成長に目を潤ませる保護者の姿がありました。

また、町長と議長からは「祝文」が寄せられました。

美国中学校では、子どもから親に感謝の気持ちが綴られた手紙が送られました。



◀ 美国小学区（3月23日）



▶ 美国中学校（3月16日）

# 公 表

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により行った、令和元年度に係る監査の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 2 年 3 月 2 日

積丹町監査委員 山 田 文 雄  
積丹町監査委員 葛 西 敏 夫

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査

### 2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲

#### (1) 監査実施期間

監査は令和 2 年 2 月 25 日から 2 月 27 日までの間で実施した。

#### (2) 試査の範囲

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月末までに支出したもの又は契約事務が終了した委託料のうち 1 件 10 万円以上のもの、工事請負費のうち 1 件 100 万円以上のもの（繰越明許費を含む。）

#### (3) 監査実施課・実施件数及び金額

対象科目 対象課等	委託料		工事請負費	
	監査実施 件数 (件)	金額 (円)	監査実施 件数 (件)	金額 (円)
企 画 課	1	2,629,000	—	—
住民福祉課	1	1,595,000	—	—
商工観光課	4	14,792,849	—	—
建 設 課	—	—	5	33,302,000
合 計	6	19,016,849	5	33,302,000

### 3 監査の主眼

監査は、令和元年度の委託料及び工事請負費に係る財務に関する事務の執行について、正確性、合規性及び効率性の視点から適正かつ効率的に行われているかに重点を置いて実施した。（繰越明許費を含む。）

### 4 監査の実施方法

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうかの主眼を置き、あらかじめ対象となる課から予算執行状況や契約実績等に係る資料の提出を求めるとともに、諸帳票類その他の財務関係書類について抽出により審査を行い、あわせて関係職員から説明を受け、その内容を確認する方法により実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 個別意見の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

#### (1) 指摘事項

- ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの
- イ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ウ 予算を目的外に支出しているもの
- エ 予定価格の積算に誤りがあり、契約金額が正当な積算金額を上回っているもの
- オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの
- カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- キ 火災事故等が発生しているもの

#### (2) 指導事項

上記のうち軽易と認められるもの

#### (3) 検討事項

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討させるもの

### 2 監査結果の概要

今回監査を実施した事務事業については、ほぼ適正に執行されているものと認められた。

## し尿収集料金改定のお知らせ

令和2年7月1日

**1リットル6円82銭から7円70銭に改定!**

し尿収集料金は、平成9年の料金改定以来22年間、料金を据え置いていましたが、燃料費や人件費の高騰、し尿収集量の減少により、収集コストが増加してきていることから、7月1日から下記のとおり料金改定を行います。

今後も安定したし尿収集運搬を続けていくために皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	現行	改定後	引上額
20リットルあたり	136円	<b>154円</b>	18円
最低基本料金(200リットル)	1,364円	<b>1,540円</b>	176円
(参考)一般家庭試算	3,001円	<b>3,388円</b>	387円

(消費税込)

【問い合わせ先】北後志衛生施設組合 TEL 22 - 4489

～戦没者等のご遺族の皆さまへ～

## 第11回特別弔慰金の請求受付開始!

### ○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の優先順位によるご遺族お一人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 上記以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### ○請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

【問い合わせ先】役場住民福祉課 TEL 44-2113